

# 令和6年度 利用申込みに係る利用選考の手順

令和6年度利用申込みに係る利用選考ついて、以下の手順で行うこととします。

- 1 提出された申込書等によって確認した内容に基づき、保育所等利用調整基準の「基本指数表（表-1）」の基本指数に、「調整指数表（表-2）」の調整指数を加除し、指数を算定します。
- 2 指数が同一の場合は、「同一指数世帯優先順位表（表-3）」に基づき、優先順位の高い順に利用の選考を行います。
- 3 上記の利用の選考後、定員に達していない保育所等について、上記と同様の手順で指数を算定し、希望順位等を踏まえて利用の選考を行うこととします。

## 保育所等利用調整基準

（表-1）基本指数表

### 【共通事項】

- (1) 「基準日」は、保育の利用を希望する月の申し込み締切日とする。
- (2) 「保護者」とは、主に子どもを養育している者とし、保護者の中でいずれか低い「基本指数」を認定する。（基本指数の対象となる保護者が「類型」又は「細目」の2項目以上に該当する場合は、いずれか高い方の基本指数を採用する。）
- (3) 利用選考における「指数」は、この表による「基本指数」に、調整指数表（表-2）の「調整指数」を加除し算定する。  
なお、指数の最高は10、最低は4とする。

保護者の状況		基本指数	取扱い	
類型	細目			
就労	①居宅外労働 自営中心者	週40時間以上の就労を常態とする	10	㉞就労時間は、雇用契約上の勤務時間とし、休憩時間を含めるものとする。 ㉟親族の経営する会社等への勤務で、雇用形態が社会保険加入の常勤社員・職員（社会保険の扶養範囲を超える就労を常態）と同程度であり、その会社等から支払われた給与等で前年度若しくは当年度の市区町村民税が課税されている場合（法律に基づく育児休業取得者を除く。）は、「①居宅外労働」とする。 なお、社会保険加入と同程度とは、本人の責によらず社会保険加入が義務付けられている事業所が加入を怠っている場合や、社会保険加入が義務付けられていない事業所に勤務している場合をいう。 ㊱居宅外労働であるが、登録社員等として商品等の訪問販売、斡旋販売、請負販売、ポスティング等を行う業種の場合は、「③居室内労働」に準じ基本指数を認定する。 ㊲「①自営中心者」とは、自らが経営する事業所等で就労をしている者で、勤務日数及び時間に対して妥当な収入を得ている者又は登記簿謄本、開廃業届、営業許可証等により当該経営の代表者であることを証明することができる者をいう。所得がない場合は、「損益計算書（青色申告）」で収入を確認できれば就労実績として適用する。 ㊳「②自営協力者」とは、就労日数、就労時間、月額賃金等から自営中心者（親族の経営者を含む）の補助的役割を担っていると認められる者とする。（事業所等が、居宅外の場合も含む。）
		週35時間以上の就労を常態とする	9	
		週30時間以上の就労を常態とする	8	
		週25時間以上の就労を常態とする	7	
		週25時間未満の就労を常態とする	6	
	②自営協力者	週40時間以上の就労を常態とする	9	
		週35時間以上の就労を常態とする	8	
		週30時間以上の就労を常態とする	7	
		週30時間未満の就労を常態とする	6	
	③居室内労働	内職	6	

		保護者の状況		基本 指数	取 扱 い
類 型	細 目				
出産等	④妊娠・出産	妊娠・出産		7	・ 出産予定日の6週間前の属する月の初日から利用することができる。
疾病・障害	⑤疾病	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10	
			入院が1か月未満と見込まれるもの	9	
		自宅療養	常時病臥	10	
			精神性疾患、感染性の疾病又は特定疾患	10	・ 「特定疾患」とは、国及び県の特定疾患として認定されているものをいう。
			自宅療養で週1日以上以上の通院を常態とし、かつ自宅安静が必要なもの	9	
			上記以外の自宅療養で保育が必要と認められるもの	8	
	⑥障害	身体障害者手帳第1種1～4級該当者	10		
身体障害者手帳第2種2～4級該当者		8			
上記以外の障害で保育が必要と認められるもの		6			
介護・看護	⑦同居又は長期入院等親族の介護・看護	常時介護、看護を必要とする場合又は週5日以上以上の施設通所付添等（身体障害者手帳第1種1～4級、要介護4・5程度）	10	・ 診断書等により基本指数を認定する。 また「長期入院等親族」とは、保護者からみて2親等以内の親族の場合に限る。	
		一部介護、看護を必要とする場合又は週3日以上以上の施設通所付添等（身体障害者手帳第2種2～4級、要介護2・3程度）	8		
		上記以外の介護・看護で保育が必要と認められるもの	6		
災害復旧	⑧災害復旧	災害（火災・風水害・地震等）復旧に当たっているもの		10	
求職活動	⑨求職活動等	求職活動を常態としているもの		6	・ 「求職活動を常態としている」とは、ハローワークカード・紹介状又は採用面接通知等により、求職活動中であることが確認できる場合をいう。
		上記以外の求職中のもの		4	
就学	⑩就学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設又は技能習得施設等に在学している場合は、居宅外労働に準じ選考基準指数を認定する（この場合、就労を就学と読み替える）		6～10	・ 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する「学校」、同法第124条に規定する「専修学校」及び同法134条第1項に規定する各種学校をいい、「職業訓練施設」とは、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する「公共職業能力開発施設」、同法第27条第1項に規定する「職業能力開発総合大学校」をいう。 また職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する職業訓練を受けている場合も含む。 ・ 就学実績については、在学証明書の外に時間割又はカリキュラム等の就学日数・就学時間により基本指数を認定する。
		学校教育法に定める学校の通信教育課程で、実習等のある場合は自営協力者に準じ選考基準指数を認定する（この場合、就労を就学と読み替える）		6～8	
		上記の学校等に合格しているもの若しくは通信教育課程又は上記の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの		6	
社会的養護	⑪社会的養護	児童相談所長から児童福祉法に規定する通知（虐待やDVのおそれがある場合も含む）があった場合又は公的機関から同様の通知等があった場合		4～10	・ 「社会的養護」には、児童相談所等からの通知や利用要請があった場合、又は保護者の「申立書」に基づく内容が、当該母子支援相談員、当該警察署等公的機関において確認ができる場合を含む。
その他	⑫ 不存在	父母ともに死亡・拘禁等		10	・ 「不存在」とは、父母ともに死亡、拘禁等により、祖父母、親族又は里親等が父母に代わって養育している場合をいう。
	別居親族の介護・看護	類型「介護・看護」に準じ指数を認定する（保護者からみて1親等親族の場合に限る）		6～10	
	その他	前各号に掲げるもの以外で、保育が必要と特別に認められる場合		4～10	・ 利用調整会議にて基本指数を認定する。

(表-2) 調整指数表

## 【共通事項】

・「基準日」は、保育の利用を希望する月の申し込み締切日とする。

類 型	細 目	調 整 指 数	取 扱 い
調整項目	① ひとり親家庭（同居親族なし）	+3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひとり親家庭」には、「㉞父又は母が死亡・生死不明・拘禁・遺棄の者」、「㉟父又は母が重度の障害を有し就労不能（身障手帳1～2級程度）の者」、「㊱その他ひとり親家庭と同程度と認められる者等」を含めるものとする。</li> <li>ただし、単身赴任・離婚前提の別居と認められる者等は含めないものとする。</li> <li>・「同居親族」は、同敷地内居住の親族も含めるものとする。</li> </ul>
	② ひとり親家庭（同居親族あり）	+1	
	③ ひとり親家庭に準ずるもの（父母のいずれかが単身赴任、海外勤務等により長期不在の場合）	+1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「長期不在」の期間は、1年以上をいい、勤務先が発行する証明書等により確認できる場合とする。また、離婚前提の別居と認められる者等を含めるものとする。</li> <li>ただし、祖父母が同敷地内（二世帯住宅を含む）に居住していないことを条件とする。</li> </ul>
	④ 生活保護世帯で、保育を実施することにより就労が見込まれる場合	+2	
	⑤ 2歳児クラスまでの町内小規模保育事業所の卒園児	+3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月利用申込者に限る。ただし、連携保育所等に進級（編入）できる場合は適用しない。</li> </ul>
	⑥ 病気治療や児童発達支援の利用のために一旦退園または内諾辞退している場合	+3	
	⑦ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年分又は前年分の所得額が高い父母のいずれか（生計の中心者）が失業したことにより、就労をしていなかった父母のいずれかに就労の必要性が生じ、かつ求職中の場合とする。なお、失業については、離職票、退職証明書等により確認できる場合とする。</li> </ul>
	⑧ 利用希望児童が多胎児又は新規に3人以上の申込で、同一の保育所の利用を希望する場合	+1	
	⑨ 前年度を利用希望月とした保育所利用申込をしたが入利用保留の場合	+1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込を行う時点において、前年度の利用が保留となっている場合とする。</li> </ul>
	⑩ 保護者のいずれかが保育所等で勤務をしている場合	+1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育所等」とは、幼稚園、認定こども園、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）、認証保育所、認可・認可外保育所及びベビーシッター等をいう。ただし、事業認可者（県知事若しくは市町村長）から事業認可を受けている事業所または県知事へ事業実施を届出している場合、かつ長泉町内で勤務している場合に限る。</li> </ul>
	⑪ 兄弟姉妹が在園児又は卒園児であって、当該児童に係る保育料、延長保育料、副食費のいずれかが保育の利用申込締切日現在、正当な理由なく2ヶ月以上滞納されている場合	-5	
	⑫ 長泉町内に住所がない場合	-5	

(表-3) 同一指数世帯優先順位表

## 【共通事項】

・「基準日」は、保育の利用を希望する月の申し込み締切日とする。

優先順位	細目	取扱い
第一順位	連携保育所等に進級(編入)となる場合	
第二順位	社会的養護が必要な世帯	
第三順位	両親とも不存在	・「不存在」とは、父母ともに死亡、拘禁等により、祖父母、親族又は里親等が父母に代わって養育している場合をいう。
第四順位	保護者のいずれかが保育所等で勤務をしている場合	・「表-2 細目⑩」の取扱いのとおり
第五順位	病気治療や児童発達支援の利用のために一旦退園または内諾辞退している場合	
第六順位	兄弟姉妹が保育所に在園中	・利用申込児童と入れ替わりで兄弟姉妹が卒園・退園する場合は、優先としない。
第七順位	ひとり親家庭またはひとり親家庭に準ずるもの	・「表-2 細目①～③」の取扱いのとおり
第八順位	基準指数の高い者	
第九順位	前年度を利用希望月とした保育所利用申込をしたが利用保留の場合	
第十順位	第十順位は、利用申し込み事由により、次の順で優先する。 (1) 疾病 (2) 障害 (3) 災害 (4) 基準指数10の親族の介護・看護 (5) 就労、就学 (6) (4)以外の介護・看護 (7) 出産等 (8) 求職活動 (9) 上記以外のもの	
第十一順位	未就学児童の多い世帯	
第十二順位	調整指数の合計の高い者	
第十三順位	就労実績が3か月以上確認できる者	
第十四順位	65歳未満の同居の養育可能祖父又は祖母のいない世帯	・「養育可能祖父又は祖母」とは無職の者をいう。ただし、病気、障害、介護、看護に該当し、無職である者を除く。
第十五順位	保護者全員が利用希望年度の前年1月1日以前から引き続き長泉町内に住所を置き居住している世帯	
第十六順位	前年度分の主たる生計中心者の市区町村民税所得割額の低い者	・「主たる生計中心者」とは、その世帯における市区町村民税所得割額の高い者をいう。 ・当該「所得割額」は税額控除前の所得割額を用いるものとする。ただし、主たる生計中心者の市区町村民税所得割額が不明な世帯は、他の世帯に比べ市区町村民税所得割額の高い世帯とみなす。

※第十六順位で決定しないときは、利用調整会議において、世帯の状況等を総合的に考慮して決定する。